

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者募集要領

1 目的

岐阜市（以下「市」という。）の庁舎において、市民サービスの向上と財源確保を目的として、庁舎・周辺施設の案内や、市の情報を分かりやすく発信する広告付き庁舎案内板（以下「案内板」という。）及び行政情報案内モニター（以下「待合モニター」という。）の設置及び維持管理を行う事業者（以下「広告取扱者」という。）を選定するもの。

2 施設概要

- （1）名 称 岐阜市庁舎
- （2）所 在 地 岐阜市司町 40 番地 1
- （3）開 庁 日 土、日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く毎日
※1～3階窓口の一部と案内板を設置する情報コーナー等の共用部は、
土、日、祝日も開設、開放を予定
共用部：午前8時00分～午後8時00分
窓 口：原則、午前8時45分～午後5時30分
- （4）開庁時間
- （5）参考数値
岐阜市の人口：397,364人（令和8年1月1日時点）
来庁者数：約175万人/年
隣接施設「みんなの森 ぎふげイアコスモス」来館者数：約135万人/年

3 事業概要

- （1）事業内容
ア 案内板及び待合モニター（以下「案内板等」という。）の設置、撤去
イ 案内板等の維持管理
ウ 民間企業等の広告募集、掲載

- （2）事業期間
令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

（3）設置場所

岐阜市庁舎（別紙1「位置図」参照）

「案内板」	1階情報コーナー	面積 5.17 m ² （幅4.7m×奥行1.1m）
「待合モニター（2階）」	2階窓口待合	面積 0.72 m ² （幅0.9m×奥行0.8m）
「待合モニター（3階）」	3階窓口待合	面積 0.72 m ² （幅0.9m×奥行0.8m）
	計	面積 6.61 m ²

(4) 使用形態

市と広告取扱者の間で市有財産（上記（3）設置場所）の賃貸借契約を締結
(地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の一部を賃貸)

(5) 予定価格（最低落札価格）

720,000円（期間中の総額、税抜）※ 144,000円/年

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。なお、岐阜市競争入札参加資格者名簿への登録の有無は問わない。

- (1) 広告事業を営む法人で、3年以上の実績を有していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 申込日から契約締結の日までのいずれかの日において、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

5 申込

(1) 期間

令和8年2月24日（火）から3月13日（金）まで（土、日を除く。）

(2) 提出方法

上記（1）期間のうち、午前9時00分から午後4時00分に、下記（3）提出先に
(4) 申込書類を持参すること。郵送による申し込みは受け付けない。

(3) 提出先

行政部管財課 庁舎管理係

(4) 申込書類

ア 岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（任意様式）

以下の内容を記載すること。

【案内板】

- ・筐体の構造及び寸法、地図や広告部分、モニター等の配置を記載した図面
- ・地図の更新方法、頻度

【待合モニター】

- ・スタンド（モニター含む）の寸法を記載した図面

【共通】

- ・電源の管理方法、消費電力量
- ・維持管理体制
- ・スケジュール（案内板等の製作から設置、広告の募集等）

ウ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内）

エ 会社概要（パンフレット等）

オ 納税証明書（発行後3か月以内、未納がないことの証明書、①～③の全て）

①法人税、消費税及び地方消費税（税務署）

②法人県民税、法人事業税（県税事務所）

③法人市民税（市役所）

（5）質問の受付及び回答

募集要領又は仕様書の内容に質問がある場合は、書面（任意様式）もしくは電子メールにて受付する。

ただし、質問の内容により、事業者選定などにおいて公平性を保てないと判断した場合は、回答しない場合もある。

質問の回答は、質問者の名前を伏せた上で市ホームページに公表を行い、個別の回答は行わない。

ア 受付期間 令和8年2月24日（火）から3月2日（月）まで

イ 提出方法 持参（午前9時00分から午後4時00分まで（土、日を除く。））、郵送又は電子メール

ウ 提出先 行政部管財課 庁舎管理係

エ 回答掲載日 令和8年3月6日（金）

6 提出書類の取り扱い

- （1）提出された申請書類等は、選定結果に関わらず一切返却しない。
- （2）申請書類等は、本事業者の選定以外に申込者に無断で使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合は、岐阜市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （3）企画提案書等の作成、提出に係る費用は、その一切を申込者の負担とする。

7 選定方法

- (1) 別紙「岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等仕様書」の記載内容を満たし、有効な入札を行った者のうち、見積書において最高額を提示した申込者を、広告取扱者として決定する。
- なお、同価格の見積書を提出した申込者が 2 者以上あるときは、直ちにくじにより決定する。
- (2) 入札日等
- ア 入札日 : 令和 8 年 3 月 16 日 (月)
- イ 住 所 : 岐阜市役所 庁舎 9-1 会議室
- ウ 時 間 : 10 時 30 分
- (3) 入札に関する事項
- ア 入札保証金 免除
- イ 代理人が入札に参加するときは、委任状 (様式第 3 号) を提出すること。
- ウ 提出した見積書の書換え及び撤回は認めない。
- エ 見積書に記載する金額は、賃貸借期間 (5 年間) の賃貸借料とする。
- オ 見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- カ 見積書はあらかじめ封筒に入れ封緘及び割印し、裏面に申込者の所在地及び名称を記入すること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、申し込みを無効とする。
- ア 参加資格のないものが申し込みを行った場合
- イ 申込書及び見積書への記名・押印を欠く場合
- ウ 見積書の金額が訂正又は改ざんされている場合
- エ 本件に対し 2 以上の見積書を提出した場合
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ その他入札に関する条件に違反した場合

8 契約締結

- (1) 決定した広告取扱者は、市有財産定期建物賃貸借契約書 (様式第 4 号) により、市と賃貸借契約を締結する。
- (2) 決定後に契約を締結しない場合には、決定の効力を失い、見積額の 100 分の 10 (1 円未満切り捨て) に相当する額を損害金として市に納付すること。

- (3) 賃貸借契約は申込者名義で行う。
- (4) 市有財産定期建物賃貸借契約書第7条に規定する年度別の納付金額は、賃貸借期間中における賃貸借料の総額を、賃貸借期間となる年数及び月数により、各年度に均等に分割して定める。ただし、1円未満の端数は初年度に含める。
- (5) 契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約を何ら変更することなく賃貸借料に当該変動の相当額を加減した額とする。
- (6) 契約の締結及び履行に関する費用は、全て広告取扱者の負担とする。

9 費用負担

広告取扱者は次の費用を負担する。行政財産の賃貸借料及び電気使用料については、市が指定する方法で期日までに支払うこと。

- (1) 行政財産の賃貸借料
賃貸借契約による契約金額
- (2) 電気使用料
広告取扱者が設置する計量機器（メーター）による実費額（基本料金を含む。）
計量機器を設置しない場合は、設置機器の最大電力量から算出される電気料金
- (3) 設置費用等
案内板等の製作、設置、維持管理、情報更新、撤去及び原状回復等に関する費用

10 担当

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1（岐阜市役所3階）

岐阜市 行政部管財課 庁舎管理係

電話：058-265-3888（直通）

メール：kanzai@city.gifu.gifu.jp

様式第1号

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者申込書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

(印)

担当者氏名

連絡先

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者の募集について、募集要領の記載事項を承知のうえ、参加を申し込みます。

【その他の提出書類】

企画提案書

法人登記簿謄本

会社概要

納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

納税証明書（法人県民税、法人事業税）

納税証明書（法人市民税）

様式第2号

見 積 書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

見積者 住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

印

代理人氏名

印

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者の募集について、募集要領の記載事項を承知のうえ、下記の金額をもって見積ります。

記

金 _____ 円(税抜)

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用いて記入すること。
2 記載する金額は、契約希望金額 (賃貸借期間中の賃貸借料総額) の110分の100に相当する金額とする。

様式第3号

委任状

令和 年 月 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

件名

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告取扱者の募集

場所

岐阜市役所庁舎1階情報コーナーの一部

岐阜市役所庁舎2階窓口待合の一部

岐阜市役所庁舎3階窓口待合の一部

委任者 住所

名称

代表者名

印

私は、 を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 所属部課名

代理人氏名

代理人使用印

様式第4号

市有財産定期建物賃貸借契約書

岐阜市（以下「賃貸人」という。）と〇〇〇（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく市有財産の定期建物賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人と賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

岐阜市庁舎 1階情報コーナー 面積5.17m²（幅4.7m×奥行1.1m）

2階窓口待合 面積0.72m²（幅0.9m×奥行0.8m）

3階窓口待合 面積0.72m²（幅0.9m×奥行0.8m）

（用途の指定）

第3条 賃借人は、賃貸借物件を、「広告付き庁舎等案内板等の設置場所」の用途（以下、「指定用途」という。）に使用しなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

2 賃貸人は、賃貸借契約の満了する1年前から6か月前までの間に、賃借人に対し、本契約が終了する旨の通知をしなければならない。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円）

（賃貸借料の支払）

第7条 賃貸人は、前条に定める賃貸借料を、次に掲げるとおり、各年度当初に賃借人に納入通知書を送付するものとする。ただし、令和8年度は、8月に納入通知書を送付するものとする。

年 度	納付金額
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

- 2 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に賃貸借料を支払わなければならない。
- 3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、賃借人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（電気料金の支払）

第8条 賃貸人は、施設全体の電気使用料（基本料金を含む。）に基づき、賃借人が本契約に基づき設置した案内板等に電気使用量を計測する計量機器（メーター）を設置した場合は計量機器（メーター）の表示する使用量から、賃貸人が計量機器を設置しない場合は設置機器の最大電力量から、電気料金額を計算し、速やかに賃借人に納入通知書を送付するものとする。

- 2 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第9条 賃借人は、第7条及び前条に基づき、賃貸人が定める納入期限までに賃貸借料及び電気使用料（以下「賃貸借料等」という。）を納入しなかったときは、市税の滞納金の例により計算した金額を遅延損害金として賃貸人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 賃借人が賃貸借料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が賃貸借料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

(契約不適合)

第12条 貸借人は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、賃貸借物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、賃貸借料等の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 貸借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

- 2 貸借人は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。
- 3 事故等により、設置した案内板に損害等が発生した場合において、貸借人は一切の責を負わないものとする。

(維持補修)

第14条 貸借人は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

- 2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて貸借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 貸借人は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(違約金)

第16条 貸借人は、第4条に定める賃貸借期間中に、次条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当し契約を解除された場合は、賃貸借料の1年分に相当する額を違約金として、貸借人に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 貸借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)貸借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2)国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。
- (3)貸借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4)貸借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- (5)貸借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、若しくは

申し立てをしたとき

- (6)賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7)賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (8)賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9)賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10)賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- (11)賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- (12)前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復)

第18条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還)

第19条 賃貸人は、第17条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、賃借人が賃貸借物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第20条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第21条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は第17条の規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸借物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

賃貸人 岐阜市 代表者 岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

賃借人 住所
氏名

岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等仕様書

この仕様書は、岐阜市（以下「市」という。）の庁舎に設置する広告付き庁舎等案内板（以下「案内板」という。）及び行政情報案内モニター（以下「待合モニター」という。）に関し、必要な事項を定める。

1 案内板の仕様等

設置する案内板は以下に定めるとおりとする。ただし、案内板の機能や運用等については、市と決定した事業者（以下「広告取扱者」という。）との協議の上、変更することができるものとする。

（1）案内板本体

- ア 幅4,700mm×奥行150mm×高さ2,300mm程度とし、設置場所（別紙1「位置図」、別紙2「情報コーナー展開図（参考図）」参照）に問題なく設置可能なものとすること。
なお、現地にて採寸を行い、案内板等の製作、設置を行うこと。
- イ 地図枠、モニター、広告枠で構成し、表面下部にはパンフレットラック（A4サイズ）を設置し、各レイアウトは別紙3「基本デザイン図（案）」を参考とすること。
- ウ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、設置期間中に事故等が発生した場合は、広告取扱者の責任において対応すること。
- エ 床面、壁面等への工事や配線を伴う場合は、市と十分な打合わせの上、行うこと。
- オ 周辺と調和のとれた色合い・デザインとし、配線等についても庁舎の景観及び安全を損なわないものとすること。
- カ 電源についてはタイマー機能等により自動で電源管理が可能であること。また、入切や調光、音量調整等が簡便に行えるものであること。
- キ 運用時間は原則として事業期間中の全日、午前8時00分から午後8時00分とする。

（2）地図枠

- ア 公共施設等、市が指定する情報をわかりやすく表示すること。
- イ 市内広域と市役所周辺の地図を原則として構成すること。
- ウ 掲載内容に変更があった場合には、広告取扱者にて速やかに対応すること。
- エ ユニバーサルデザインに配慮すること。

（3）モニター

- ア 以下の表に記載のモニターを備えること。なお、①、③、④は案内板本体に取り入れ、②は指定された場所（別紙2「情報コーナー展開図（参考図）」参照）に設置すること。
イ 設置後、モニターが正しく動作するか確認を行うこと。
ウ モニターには別途システムの情報を表示し、内容更新等の運用は市が行う。

名称	①情報表示モニター	②情報表示モニター	③広報モニター	④電子ポスター
表示予定内容	フロア案内、イベント情報、開催案内（市民相談、議会、会議）、SNS、エコ情報、河川水位情報、緊急情報等		プロモーション動画等	来庁者向けお知らせ等
サイズ、表示	43 インチ 横表示	21.5 インチ 横表示	43 インチ 横表示	49 インチ 縦表示
設置箇所	案内板内	別紙2「情報コーナー展開図（参考図）」参照	案内板内	案内板内
タッチパネル機能	あり	あり	なし	なし
その他機能	①～④のモニターはすべて以下の仕様を満たすこと 【アスペクト比】16:9 【電源】AC100 【解像度】1920×1080 画素以上 【輝度】450cd/m ² 相当 【コントラスト比】4000:1 相当 【端子種類・数】LAN (RJ-45) 1以上 HDMI 2以上 USB 2以上			

(4) 広告枠

- ア 広告枠には、広告であることの記載を分かりやすく行うこと。
- イ 広告枠には、本社、支店又は営業所が市内に所在する企業等の広告を掲載するよう、可能な限り努めること。
- ウ 広告枠は案内板面積（パンフレットラック部分を除く）の40パーセント以内とすること。
- エ 広告の掲載については、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁、以下「要綱」という。）、岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁）及び岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告掲載要領を遵守すること。
- オ 広告取扱者は、掲載しようとする広告について、事前に案内板等広告掲載申請書を市に提出する。市は、要綱第6条第1項の規定に基づき設置する審査委員会において審査のうえ広告掲載の可否を決定し、広告掲載に関する通知書を発行する。なお、広告取扱者は、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切かつ早急に反映すること。
- カ 広告取扱者は、広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行わないこと。
- キ 放映及び掲載する広告がなく、広告枠に空きが生じても、賃貸借料の返還または減額

は行わない。

2 待合モニターの仕様等

設置する待合モニターは以下に定めるとおりとする。ただし、待合モニターの機能や運用等については、市と広告取扱者との協議の上、変更することができるものとする。

(1) 設置、運用

- ア モニターはスタンドを用いて設置する。スタンドは、幅 900mm×奥行 800mm×高さ 1900mm 以内程度とし、設置場所（別紙 1 「位置図」参照）に問題なく設置可能なものとすること。
- イ 地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、設置期間中に事故等が発生した場合は、広告取扱者の責任において対応すること。
- ウ 床面、壁面等への工事や配線を伴う場合は、市と十分な打合せの上、行うこと。
- エ 電源についてはタイマー機能等により自動で電源管理が可能であること。また、入切や調光、音量調整等が簡便に行えるものであること。
- オ 運用時間は原則として事業期間中の平日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分とする。

(2) モニター

- ア 以下の表に記載のモニターを備えること。
- イ 設置後、モニターが正しく動作するか確認を行うこと。
- ウ モニターに表示する内容更新等の運用方法については、市と広告取扱者との協議の上、決定する。

名称	待合モニター（2階、3階）
表示予定内容	来庁者向けお知らせ等の行政情報と広告を切り替えて表示
サイズ	49 インチ程度
タッチパネル機能	なし
その他機能	以下の仕様を満たすこと 【アスペクト比】16:9 【電源】AC 100 【解像度】1920×1080 画素以上 【輝度】450cd/m ² 相当 【コントラスト比】4000:1 相当 【端子種類・数】LAN（RJ-45）1 以上 HDMI 2 以上 USB 2 以上 【STB】OS は Windows とすること プライトサイン専用の STB は不可

(3) 広告枠

- ア 広告枠には、広告であることの記載を分かりやすく行うこと。
- イ 広告枠には、本社、支店又は営業所が市内に所在する企業等の広告を掲載するよう、可能な限り努めること。
- ウ 広告枠は、モニターの表示時間の 40 パーセント以内とすること。
- エ 広告の掲載については、岐阜市広告掲載要綱（平成 20 年 3 月 21 日決裁、以下「要綱」という。）、岐阜市広告掲載基準（平成 20 年 3 月 21 日決裁）及び岐阜市庁舎広告付き庁舎案内板等広告掲載要領を遵守すること。
- オ 広告取扱者は、掲載しようとする広告について、事前に案内板等広告掲載申請書を市に提出する。市は、要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき設置する審査委員会において審査のうえ広告掲載の可否を決定し、広告掲載に関する通知書を発行する。なお、広告取扱者は、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切かつ早急に反映すること。
- カ 広告取扱者は、広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行わないこと。
- キ 放映及び掲載する広告がなく、広告枠に空きが生じても、賃貸借料の返還または減額は行わない。

3 費用負担

広告取扱者は次の費用を負担する。行政財産の賃貸借料及び電気使用料については、市が指定する方法で期日までに支払うこと。

(1) 行政財産の賃貸借料

賃貸借契約による契約金額

(2) 電気使用料

広告取扱者が設置する計量機器（メーター）による実費額（基本料金を含む。）

計量機器を設置しない場合は、設置機器の最大電力量から算出される電気料金

(3) 設置費用等

案内板等の製作、設置、維持管理、情報更新、撤去及び原状回復等に関する費用

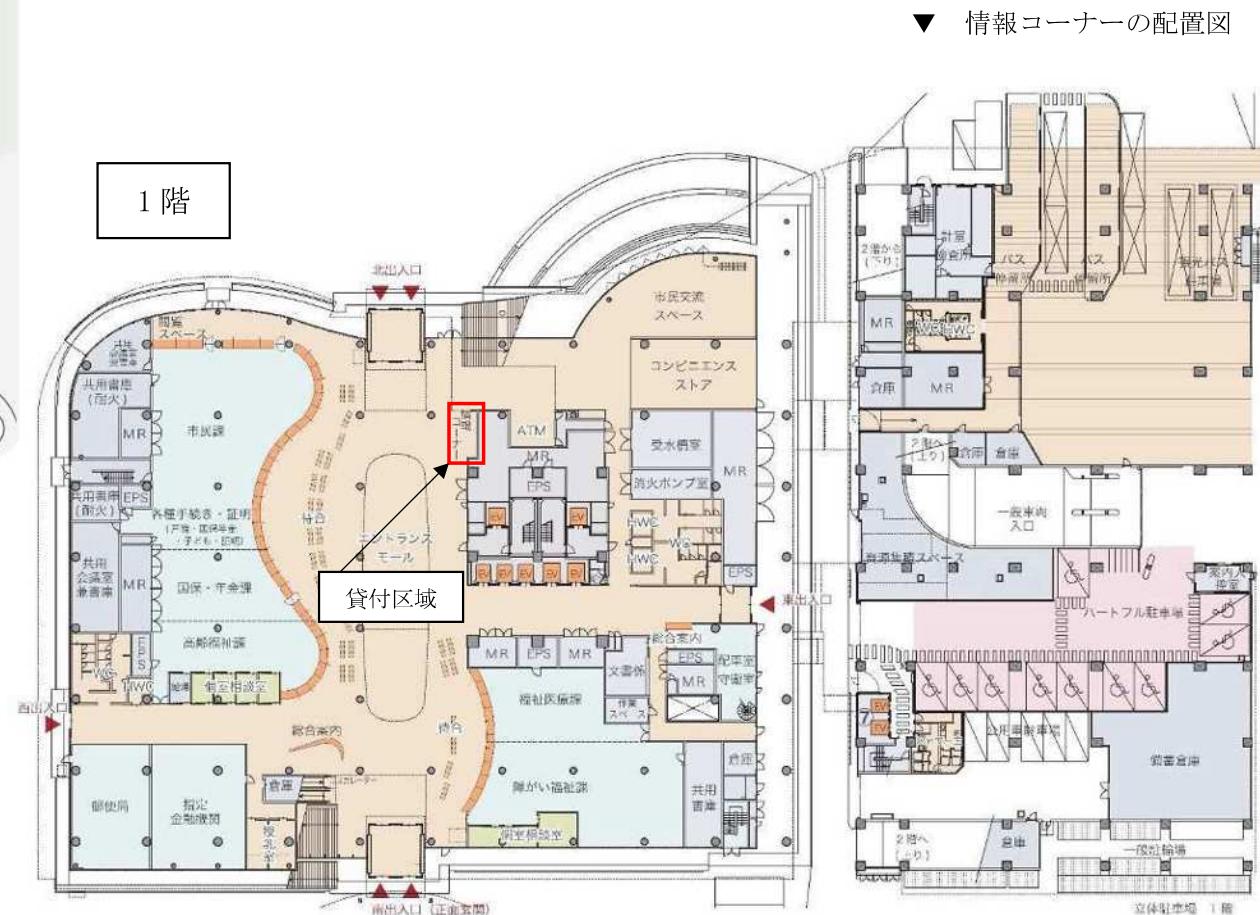
4 その他

- (1) 案内板等の設置後、運用テストを実施し、表示内容を確認すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、市と広告取扱者の協議の上、決定するものとする。

別紙1 位置図



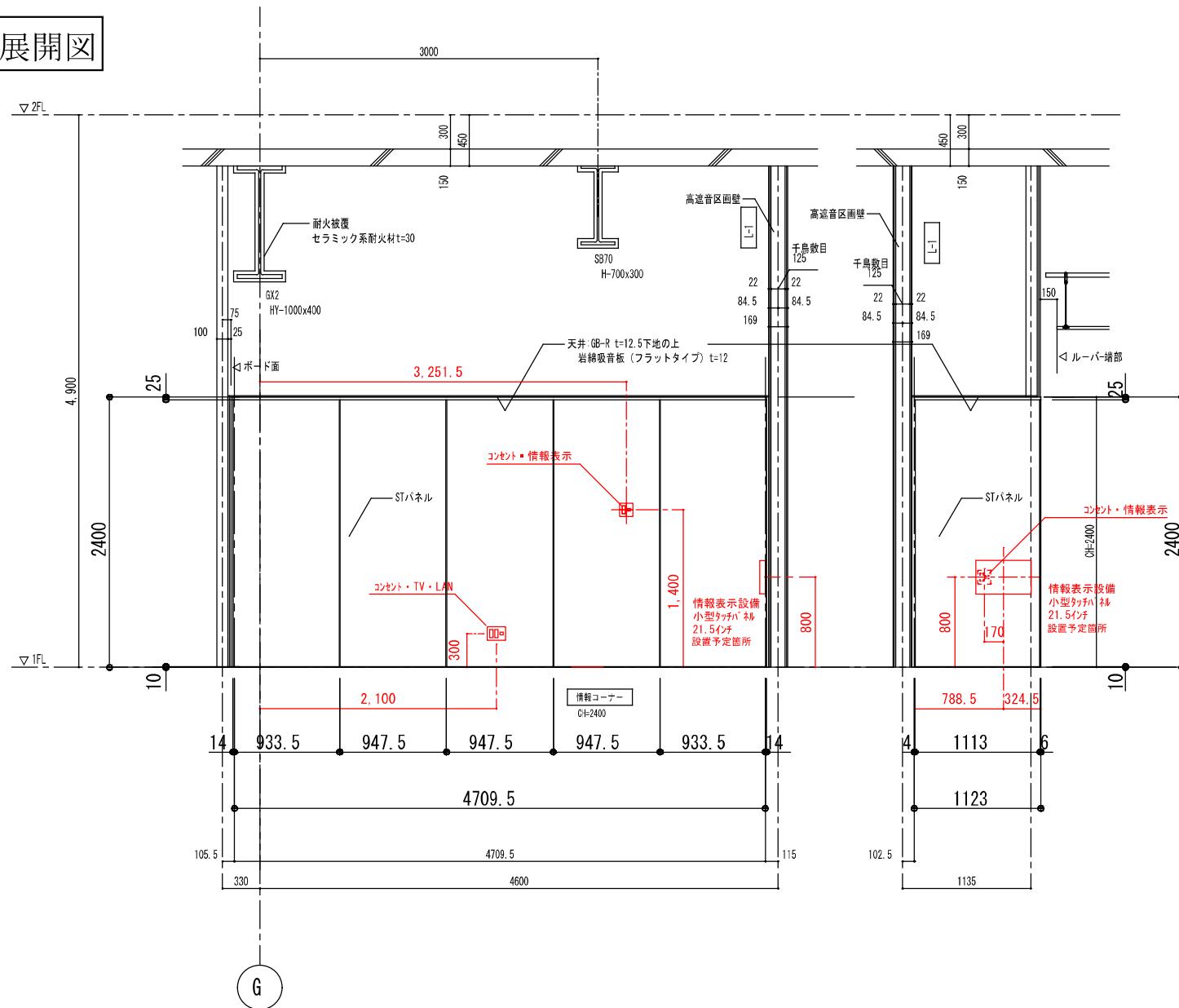
▲ 庁舎の位置図





庁舎の全体概要については、岐阜市ホームページをご覧ください。 (<https://www.city.gifu.lg.jp/>)

別紙2 展開図



情報コーナー展開図(1)

※情報コーナー正面(エントランスモール側から見た面)

情報コーナー展開図(2)

※情報コーナー南面(仕様書記載の②総合情報モニターを設置する面)

別紙3 基本デザイン図（案）

